

川上村移動支援事業 申請について

屋外の移動に困難がある障害者及び障害児の地域での自立生活及び社会参加の促進を図ることを目的に移動支援事業を実施しています。

1. 対象者

村内に居住しており、次のいずれかに該当する者

- ① 身体障害者手帳を所持する身体障害者
- ② 療育手帳を所持する知的障害者
- ③ 精神障害者福祉手帳を所持する精神障害者
- ④ 児童福祉法第4条に規定する身体に障害のある児童又は知的障害のある児童
- ⑤ ①～④に準じた状態にあると村長が認めた者

2. 利用料

区分（片道）	利用料（1回）
川上村～南牧村	450円
川上村～小海町 川上村～北杜市	780円
川上村～佐久穂町	950円
川上村～佐久市（臼田）	1,150円
川上村～佐久市（中込） 川上村～韮崎市	1,360円
川上村内	150円
帯同料金	300円

※ 生活保護世帯及び住民税非課税世帯は利用料の全額を免除します。

※ 障害者支援施設への通所に関しては利用料の徴収はありません。

※ 別途、個別移動支援の規定あり

3. 申請書類

- ① 川上村移動支援事業利用申請書
- ② 障害の状況等が分かる書類の写し
- ③ 川上村税等口座振替依頼届（JA 長野八ヶ岳川上支所 or ゆうちょ銀行）
ご家族の名義でも大丈夫です。